

# 被災代替家屋に係る固定資産税減額特例適用申告書

年 月 日

国見町長宛

(申告者) 住所又は所在地

(フリガナ)

氏名又は名称

電話番号

地方税第352条の3の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

なお、被災家屋が国見町以外に所在していた場合等により、町が添付書類から被災家屋等の状況確認等ができない場合は、町が関係機関（市町村等）に対し、状況等を照会することに同意します。

記

## 1 代替家屋の状況

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ 国見町		
	氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ 国見町 被災家屋の所有者との関係 ( )		
代替家屋	所在地	国見町大字		
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
	共有持分		種類(用途)	
	取得・改築年月日	年 月 日	構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被災家屋所有者との同居 (申告者と被災家屋所有者が異なる場合)		<input type="checkbox"/> 同居中 <input type="checkbox"/> 同居予定 ( 年 月頃)		

## 2 被災家屋の状況

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ 国見町		
	氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 申告者の氏名(名称)と同じ		
被災家屋	所在地 (登記簿上の所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ 国見町 (家屋番号: )		
	種類(用途)		床面積	m <sup>2</sup> 共有持分
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日処分		

- 「代替家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋又は、損壊した当該家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 「被災家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## 特例の概要

震災等により滅失し、又は損壊した家屋（以下被災家屋という）に代わるものとして、取得した家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用要件は、次のとおりです。

- 1 適用対象者
  - (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
  - (2) 被災家屋の所有者から相続があった場合、その相続人
  - (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
  - (4) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族  
※ 被災時に借家住まいで、被災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象となりません。
- 2 代替（適用対象）家屋の要件
  - (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること。
  - (2) 原則、被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- 3 被災家屋要件
  - (1) 震災等により滅失・損壊した家屋  
※原則として罹災証明書の判定が「半壊」以上であること。
  - (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること。（改築の場合を除く）
- 4 代替家屋の取得期間  
災害等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得又は改築したものであること。
- 5 特例対象範囲  
被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します。

## 添付書類

- 1 被災家屋が災害等により滅失又は損壊した旨を証する書面 ⇒ 罹災証明書（写）
  - 2 被災家屋を確認できる書類 ⇒ 被災年度の固定資産税名寄帳（写）等  
※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。  
⇒ 不動産登記簿謄本（写）、売買契約書（写）等
  - 3 被災家屋の処分を確認できる書面  
⇒ 解体した場合 解体契約書（写）、解体完了通知書（写）、写真等  
⇒ 売却した場合 売買契約書（写）等
  - 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書類  
・相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）  
・代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族  
⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）  
・合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等  
⇒ 法人の登記簿謄本（写）
- ※ 被災家屋が同一の市町村に所在した場合は、1. 2. 3の書類の提出は不要です。  
※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。  
※ 必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。